

◎新潟県告示第886号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和5年8月1日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和5年4月13日	宮山 誠一郎	第19035号	申請
令和5年5月18日	泉 唯一	第622号	死亡
令和5年6月9日	関口 静雄	第5919号	死亡
令和5年6月23日	板垣 健治	第19122号	申請